🥝 国土交通省

「建築基準法の一部を改正する法律」の概要(平成26年法律第54号)

より合理的かつ実効性の高い建築基準制度を構築するため、木造建築関連基準の見直し、構造計算適合性判定制度の見直し、 容積率制限の合理化、建築物の事故等に対する調査体制の強化等の所要の措置を講ずる。

法改正の必要性

建築物において木材利用や新技術導入を促進するための規制緩和、建築関連手続きの合理化、事故・災害対策の徹底など多様な社会経済的要請に的確に対応し、国民の安全・安心の確保と経済活性化を支える環境整備を推進することが急務。

法改正の概要

■木造建築関連基準の見直し

【施行日:平成27年6月1日】

- ○<u>木材の利用を促進するため</u>、耐火構造としなければならない<u>3階建ての学校等</u>について、実大火災実験等により得られた新たな知見に基づき、一定の防火措置を講じた場合には準耐火構造等にできることとする。
- ■実効性の高い建築基準制度の構築
- 1. 定期調査・検査報告制度の強化

【施行日:公布後2年以内】

- ○<u>定期調査・検査の対象の見直し、防火設備等に関する検査の徹底や、定期調査・検査の資格者に対する監督の強化等を図ることとする。</u>
- 2. 建築物の事故等に対する調査体制の強化

【施行日:平成27年6月1日】

- ○<u>建築物においてエレベーター事故や災害等が発生した場合に、国が自ら</u>、 必要な<u>調査を行える</u>こととする。
- ○<u>国及び特定行政庁</u>において、<u>建築設備等の製造者等に対する調査を実施</u> できるよう調査権限を充実する。

■合理的な建築基準制度の構築

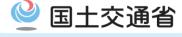
- 1. 構造計算適合性判定制度の見直し 【施行日: 平成27年6月1日】
- ①建築主が、審査者や申請時期を選択できるよう、指定構造計算適合性判定機関等へ直接申請できることとする。
- ②<u>比較的簡易な構造計算</u>について、<u>十分な能力を有する者が審査する場合</u>には、<u>構造計算適合性判定の対象外</u>とする。
- 2. 指定確認検査機関等による仮使用認定事務の創設

【施行日:平成27年6月1日】

【公布日:平成26年6月4日】

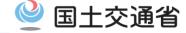
- 〇特定行政庁等のみが承認することができる工事中の建築物の仮使用について、一定の安全上の要件を満たす場合には、<u>指定確認検査機関が</u> 認めたときは仮使用できることとする。
- 3. 新技術の円滑な導入に向けた仕組み _{【施行日:平成27年6月1日】}
- ○<u>現行の建築基準では対応できない新建築材料や新技術</u>について、<u>国土交</u> <u>通大臣の認定制度を創設</u>し、それらの<u>円滑な導入を促進</u>する。
- 4. 容積率制限の合理化 【施行日:①平成26年7月1日②平成27年6月1日】
- ①<u>容積率</u>の算定に当たりエレベーターの昇降路の部分の床面積を延べ面積に 算入しないこととする。
- ②<u>住宅の容積率</u>の算定に当たり地下室の床面積を延べ面積に算入しない特例 を、老人ホーム等についても適用する。

建築基準法の一部を改正する法律に係る審議経過等



平成26年2月14日	社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対し、「木造建築 関連基準等の合理化及び効率的かつ実効性ある確認検査制度 等の構築に向けて」(第二次答申)を提出
3月 7日	閣議決定
3月13日	第186回国会提出
3月31日	参議院国土交通委員会に付託
4月 1日	参議院国土交通委員会 提案理由説明
4月 3日	参議院国土交通委員会(建設業法等の一部を改正する法律案 との一括審議) 質疑、採決(全会一致で可決)、附帯決議(全会 一致で可決)
4月 4日	参議院本会議 採決(賛成多数で可決)、衆議院へ送付
5月19日	衆議院国土交通委員会に付託
5月21日	衆議院国土交通委員会 提案理由説明
5月23日•27日	衆議院国土交通委員会(建設業法等の一部を改正する法律案 との一括審議) 質疑、採決(全会一致で可決)、附帯決議(全会 一致で可決)
5月29日	衆議院本会議 採決(全会一致で可決、成立)
6月 4日	公布(平成26年法律第54号)

「建築基準法の一部を改正する法律」の概要(1/6)



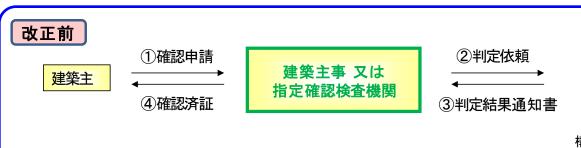
■ 構造計算適合性判定制度の見直し

施行日:平成27年6月1日

【改正内容①:申請手続きの見直し】 ≪法第6条の3≫

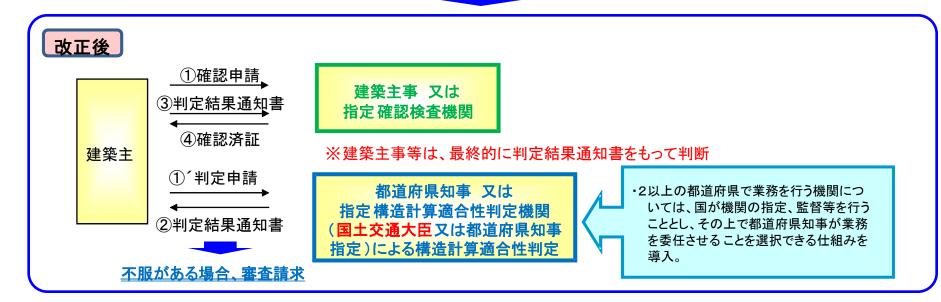
構造計算適合性判定を建築主事等の審査から独立させ、建築主が構造計算適合性判定を直接申請できる仕組みに改め、建築 主が審査者や申請時期を選択できるようにする。

<参考>構造計算適合性判定制度の見直しの全体フレームについて

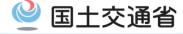


都道府県知事 又は 指定構造計算適合性判定機関 (都道府県知事指定)による 構造計算適合性判定

構造計算適合性判定が必要な建築物の場合 (一定の高さ以上等の建築物が対象)



「建築基準法の一部を改正する法律」の概要(2/6)



【改正内容②:審査請求の対象追加】 《法第94条》

構造計算適合性判定が独立した行政処分となるため、建築主は、都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関の処分に不 服がある場合は、都道府県の建築審査会に対して審査請求ができるようにする。

【改正内容③:機関の指定権者の見直し】 ≪法第18条の2、法第4章の2第3節≫

2以上の都道府県で業務を行う機関については、国が機関の指定、監督等を行うこととし、その上で都道府県知事が業務を 委任させることを選択できる仕組みを導入する。

なお、国土交通大臣は、指定をしようとするときは、あらかじめ、業務区域を所轄する都道府県知事の意見を聴かなければならない。

※機関の大臣指定への移行手続き、知事の機関への委任手続き等については、内容が固まった段階で改めて連絡する。

<u><参考>指定構造計算適合性判定機関の指定に係る経過措置について</u>

公布

施行(公布から1年)

指定構造計算適合性判定機関 (2以上の都道府県で業務)

(新法の指定基準等に適合するよう準備)

新法第18条の2第1項により大臣が 指定した者とみなす* 新法の指定基準等の手続きに従って、<mark>大臣</mark>が指定を更新ただし、判定員は、施行後2年間は現在認められている者から選任可能

※ただし、新法の指定基準等に合致しない場合は、監督命令の対象

指定構造計算適合性判定機関 (1の都道府県で業務)

(新法の指定基準等に適合するよう準備)

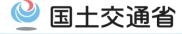
~引き続き旧法の指定のままで可能~ ただし、新法の指定基準等に合致しない場合は、監督命令の対象

指定構造計算適合性判定機関 (新規参入) 大臣指定・知事指定の機関は、ともに施行日に委任手続きが必要

指定更新

新法の指定基準等の手続きに従って、知事又は大臣が指定 ただし、判定員は、現在認められている者から選任可能

「建築基準法の一部を改正する法律」の概要(3/6)



【改正内容④:構造計算適合性判定員】

- ○構造計算適合性判定員について、これまでの国土交通大臣が大学教授等と同等以上の知識及び経験を有する者を認める制度を 改め、国による資格者検定、登録等により継続的に資格者を確保できる制度を導入する。《法第5条の4》
- ○国土交通大臣(指定構造計算適合判定資格者検定機関が指定された場合は、当該機関)は、構造計算適合判定資格者検定を行う。 《法第5条の4、法第5条の5、法第4章の2第1節》
- ○構造計算適合判定資格者検定は、一級建築士に合格した者で、構造計算適合性判定の業務(=補助員)その他これに類する業務で政令で定めるものに関して、5年以上の実務の経験を有するものでなければ受けることができない。 《法第5条の4》

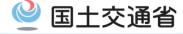
<政令で規定する内容のイメージ(検討案)>

- ・ 構造設計の業務
- 構造審査の業務(法第20条第1項(構造安全性)の審査の業務を含むものに限る。)
- ・ 建築物の構造の安全上の観点からする審査であって国土交通大臣が構造計算適合性判定の業務と同等以上の知識及び能力を要すると認めたもの
- ○構造計算適合判定資格者検定に合格した者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者として国土交通省令で定める者は、 国土交通大臣の登録を受けることができる。《法第4章の3第2節》

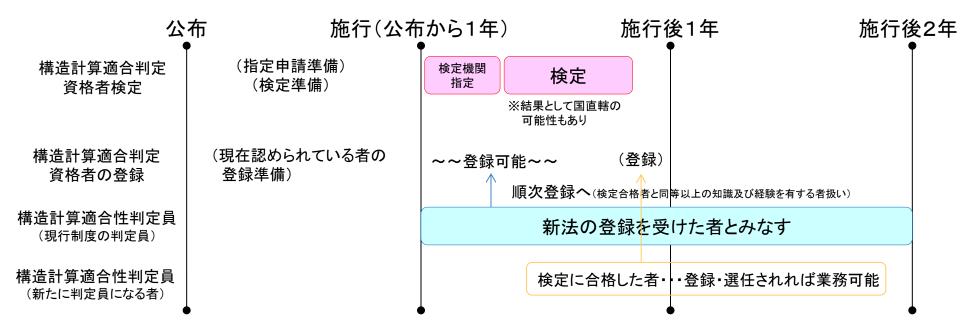
<省令で規定する内容のイメージ(検討案)>

- ・ 現行制度下の構造計算適合性判定員
- ・ 大学教授・准教授 ほか
- ※法第77条の66第2項において準用する法第77条の63の規定により、構造計算適合判定資格者の登録の申請等の手続きは、建築基準適合判定資格者と同様に、都道府県知事経由で行う。
- ○構造計算適合性判定員は、国土交通大臣の登録を受けた者のうちから選任しなければならない。《法第77条の35の9》
- ○構造計算適合性判定員が、業務に関して著しく不適当な行為をした場合等に、国土交通大臣が判定員に対して懲戒処分(登録 の消除や業務停止)をできる。 《法第4章の3第2節》

「建築基準法の一部を改正する法律」の概要(4/6)



<参考>構造計算適合性判定員に係る経過措置について



【改正内容(5): 指定の基準の見直し等】 《法第77条の35の4 等》

構造計算適合性判定が独立した行政処分となるため、指定確認検査機関の指定基準と同様に、指定構造計算適合性判定機関 の指定基準に、構造計算適合性判定員の数の要件、資力確保の要件など追加している。

※省令の内容は、「指定構造計算適合性判定機関の指定について」(平成19年5月15日付国住指第281号)別添の内容 を参考に検討中。

そのほか、指定確認検査機関の規定と並びで、業務区域等の掲示、書類の閲覧などの規定を追加している。

「建築基準法の一部を改正する法律」の概要(5/6)

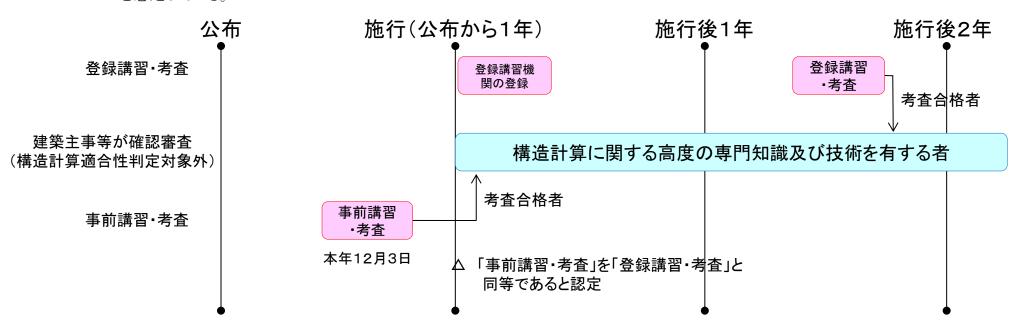


【改正内容⑥:構造計算適合性判定の対象の見直し】《法第6条の3 等》

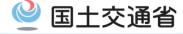
比較的簡易な構造計算である許容応力度等計算(ルート2)について、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める者である建築主事等が確認審査を行う場合には、構造計算適合性判定の対象外とする。

<省令で規定する内容のイメージ(検討案)>

- 構造計算適合性判定員の資格を有する者
- 構造設計一級建築士の資格を有する者
- 構造計算の審査に関する講習を受けて考査に合格した者
 - ※法施行後の登録講習・考査については、登録講習機関により実施することを想定している。
 - ※法施行前の事前講習・考査(本年12月3日実施)については、法施行後に登録講習・考査と同等であると認定すること を想定している。

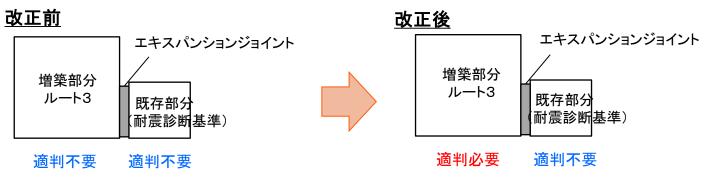


「建築基準法の一部を改正する法律」の概要(6/6)

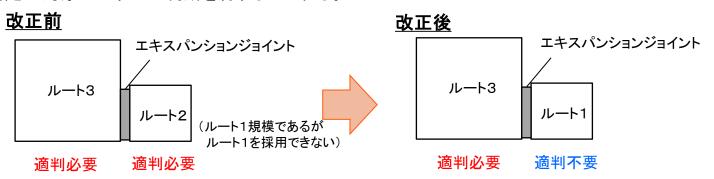


【改正内容⑦:構造計算適合性判定の対象の見直し(既存不適格・EXP.J)】 《法第6条の3、法第20条 等》

〇既存不適格建築物について増改築を行う場合にも、新築の場合と同様に高度な構造計算の審査については構造計算適合 性判定の対象とする。



〇建築物の二以上の部分が相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合には、それぞれの部分ごとに構造計算適 合性判定の対象かどうかの判断を行うものとする。



- 〇既存建築物(現行法適合)にエキスパンションジョイントを介して増築する場合、既存部分が現行法に基づく建築確認を既に受け、その後の改変がないなど現行の基準に適合していることが明らかな場合には、再度構造計算を行うことは不要とするよう措置する予定。
- 〇既存建築物を段階的に改修する場合の全体計画の認定の手続きにおいて、新築の場合と同様に高度な構造計算の審査に ついては、構造計算適合性判定の結果を踏まえて行うこととする。